

日立市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

日立市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

日立市議会議会運営委員会  
委員長 飛 田 謙 一

---

(提案説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

日立市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「。以下」を「。第２０条において」に改め、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第３０条」を削り、同項の表第３９条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１９条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「以下この章及び第４９条において」を削る。

第２８条第２項中「この章において」を削る。

第３２条第２項中「この章及び第４９条において」を削る。

第３３条第３項中「この章において」を削る。

第３９条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４９条において」を削る。

第４０条第３項中「この章において」を削る。

第４８条中「第４章」を「前章」に改める。

第４９条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。